

第1. 甲の罪責について

1. 甲がAらが居住する住居（以下、本件集合住宅）の一階出入口から中に入ったことにつき、住居侵入罪（刑法（以下、略）130条）が成立しないか。
 - (1) 「人の看守する邸宅」とは、居住用の建造物で住居以外のものを指し、本件集合住宅の共用部分はこれに当たる。
 - (2) また、甲が放火目的で本件集合住宅に入ったことは、「正当な理由」がないといえる。
 - (3) 「侵入」とは、居住者・看守者の意思に反する立入りを指すところ、本件集合住宅共用部分は管理人が常駐し、「居住者以外の立入り禁止」と立札が設置されていたことを踏まえると、甲の本件集合住宅への立入りは、少なくとも看守者の意思に反する立入であったといえ、「侵入」に当たる。
 - (4) そして、甲は、上記侵入につき、認識・認容があったことから、本罪の故意を有する。
 - (5) したがって、甲に住居侵入罪が成立する。
2. 次に、甲が原動機付自動車に火をつけ、エレベーターホールの天井の一部を焼失させたことにつき、現住建造物等放火罪（108条）が成立しないか。
 - (1) 「現に人が住居に使用し」とは、放火の当時現に犯人以外の人が起臥寝食の場所として日常使用していることを指し、本件集合住宅と同共用部分は、物理的及び機能的に一体性を有し、本件集合住宅に140世帯が住居に使用していることから、本件集合住宅共用部分についても現住性が認められる。
 - (2) 「放火して」とは、目的物の焼損を惹起させる行為を指し、甲が当該原動機付自転車のガソリタンク内のガソリンに引火させることは、本件集合住宅共用部分を焼損させる危険性を含む行為といえ、「放火して」といえる。
 - (3) 「焼損」かは、放火罪が公共危険犯であることを踏まえ、火が媒介物を離れ目的物に移り、独立して燃焼作用を継続し得る状態に達した時点かをもって判断するところ、確かにエレベーターホールの床や壁には不燃性の素材が用いられており、その部分に関しては、燃焼可能性がない。しかし、同ホールの天井の一部には、木材が使用されえており、燃焼作用が継続し得るものであることから、本件集合住宅の住人の身体等の安全が害される危険性があるといえ、本件での甲の原動機付自転車を介してエレベーターホールの天井の一部分を焼失させたことは、「焼損した」といえる。
 - (4) そして、甲は、火が壁や天井等に燃え移る危険性を認識・認容していたことから、本罪における未必の故意を有していたものといえる。
 - (5) したがって、甲に現住建造物等放火罪が成立する。
3. 甲の前述の放火行為により、有害なガスが生じ、よってB及びCに中毒症状を引き起こさせたことにつき、傷害罪（204条）が成立しないか。

- (1) 「傷害」とは、人の生理的機能に障害を加えることを指し、B 及び C は中毒症状を引き起こしていることから、「傷害」が認められる。
 - (2) もっとも、甲は、放火により、人に対して不法な有形力を行使する故意を有していないことから、傷害の故意が欠け（38条1項）、甲に傷害罪が成立しない。
4. では、過失傷害罪（209条1項）が成立しないか。
- (1) 前述から、B 及び C の傷害が認められる。
 - (2) そこで、「過失により」といえるかが問題となるところ、過失とは、注意義務に反して構成要件的結果を発生させることを指し、一般人の能力を基準として、結果予見回避義務及び結果回避義務を怠ったかを判断するところ、通常、本件集合住宅の規模から、その共用部分を放火すると共用部分に隣接する居住者の生命身体に危険が及ぶことは容易に想定できることから、甲が当該危険を予見していなかったことにつき「過失」が認められる。
 - (3) したがって、甲に過失傷害罪が成立する。
5. 次に、甲が D 車を燃やしたことにつき、建造物等以外放火罪（110条）が成立しないか。
- (1) 甲は、D 車を燃やしたところ、D 車は D の所有に係るものであることから、他人の所有に属し、また、108条、109条に「規定する物以外の物」に当たる。
 - (2) 「放火」及び「焼損」は、前述の通りであるところ、甲のガソリン約1リットルを D 車体に向け、ライターで点火する行為は、焼損を惹起させるものであり、現に D 車は紫色の炎を上げて勢いよく燃えていたことから、独立して燃焼作用を継続するに足りる状態であったといえ、「放火」及び「焼損」が認められる。
 - (3) 「公共の危険を生じさせた」（110条2項）とは108条、109条1項に規定する建造物及び不特定又は多数人の生命、身体、又は建造物等以外の財産に対する危険が生じたかをもって判断するところ、D 車は、高さ1メートルに達するほどの紫色の炎を上げて勢いよく燃えているが、D 車が停めている駐車場から本件集合住宅は50メートルと距離があり、延焼の危険性は極めて低く、また、約15メートル先には E 車が停められているものの、それに対して危険が及んだ事実はない。このことから、「公共の危険を生じさせた」とは言えない。
 - (4) したがって、甲に現住建造物等以外放火罪は成立しない。
6. では、甲に器物損害罪(261条)が成立しないか。
- (1) 甲にとって D 車は「他人の物」にあたる。
 - (2) 「損壊」とは、物の効用を害する一切の行為を指すところ、D 車を焼損させ、本来の利用目的を達成できなくさせている点で、「損壊し」といえる。
 - (3) したがって、甲に器物損害罪が成立する。
7. 次に、甲の D 車の放火行為によって、消火活動を行った E が全治2週間の火傷を負ったことにつき、甲に傷害罪が成立しないか。

前述の基準に従い検討するに、Eは全治2週間の火傷を負っていることから、傷害が認められる。しかし、甲は、Eに対して不法な有形力を行使する故意を有していないため、傷害罪は成立しない。

8. では、過失傷害罪は成立しないか。

この点、Eに傷害結果が発生している。そこで、前述の基準から過失の有無を検討すると、通常たまたま通りかかったEが消化活動を行うことは予見することができず、予見可能性を肯定することができない。そして、予見できない以上、結果回避も不可能であることから、甲に過失があったとはいえない。このことから、甲に過失傷害罪が成立しない。

第2. 罪数

1. 甲は、住居侵入罪、現住建造物等放火罪、過失傷害罪、器物損害罪が成立し、住居侵入罪と現住建造物等放火罪は牽連犯となり、これと過失傷害罪、器物損害罪は併合罪となる。

以上